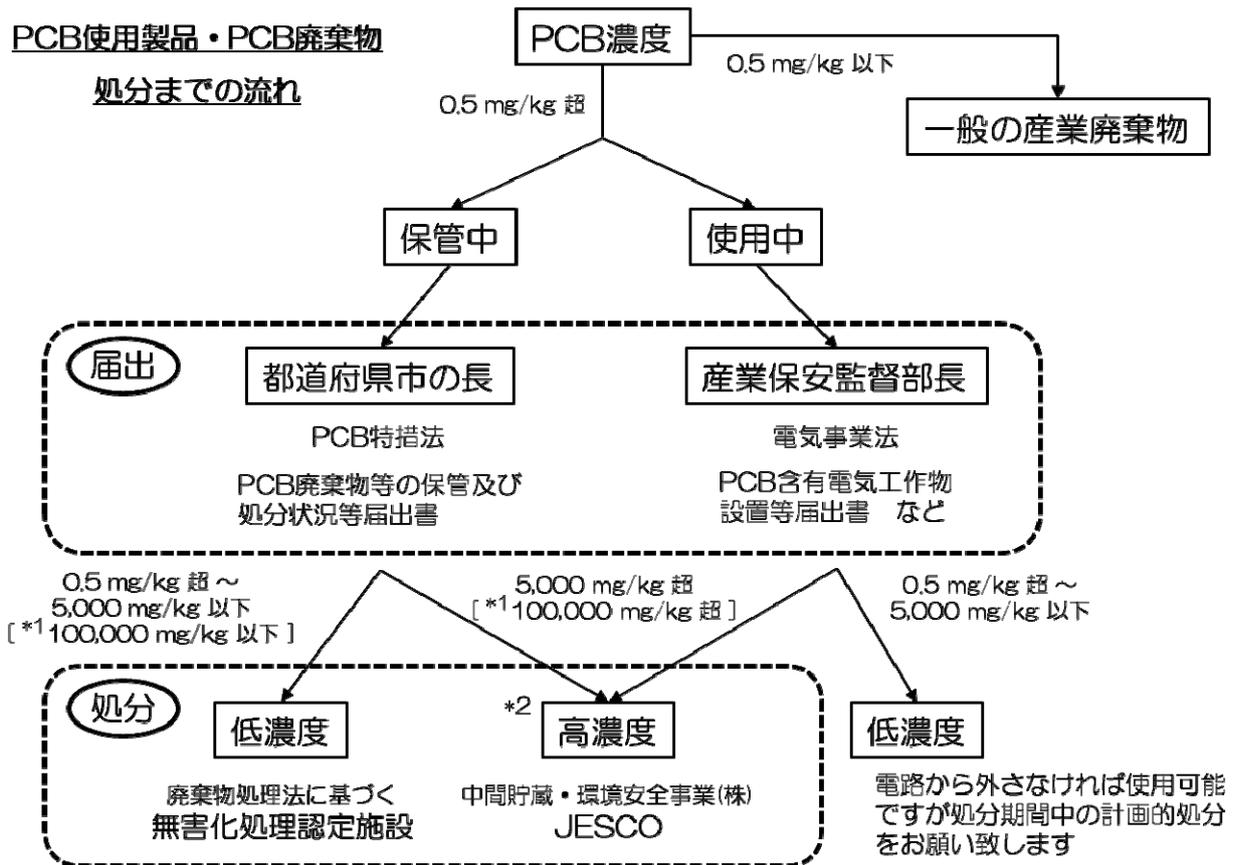


PCB 廃棄物を保有する事業者の責務(1/2)



ポリ塩化ビフェニル(PCB)は、絶縁性、不燃性などの特性によりトランス、コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されてきましたが、昭和 49 年に製造、使用が禁止されて以来、長期保管のため紛失や漏洩問題が起き、環境汚染の進行が懸念されています。

このような状況から、平成 13 年 7 月 15 日に『ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法』(以下 PCB 特措法)が施行され、保管事業者は 2027 年 3 月 31 日までに処分または処分の委託が義務付けられました。



*1、一部の可燃性PCB汚染物。参照：ポリ塩化ビフェニル汚染物等の該当性判断基準について（通知）【環境省】環循規発第1910112号 環循施発第1910111号 令和元年10月11日
 *2、高濃度PCB汚染物は処分期間が終了していますので判明次第、管轄する自治体へご相談ください。

重電機器から微量の PCB が検出された件について

(環境省 平成 14 年 7 月 12 日環廃産 393 号、平成 16 年 2 月 17 日環廃産発第 040217005 号)

平成 14 年に本来 PCB を使用していないとされていた重電機器からも微量の PCB が含まれていることが明らかになりました。このため、機器の製造メーカーと型式による判別だけでは判断できず、事業者は重電機器を廃棄の際には PCB 混入の有無を確認する必要がありますが、出てきました。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中の PCB 分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壌分析・建設発生土(残土)分析



PCB 廃棄物を保有する事業者の責務(2/2)



使用中の電気機器に関して (電気事業法*3 : 第 19 条)

使用中の機器に 0.5mg/kg を超える PCB の混入が見つかった場合、電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) に基づき、所轄の産業保安監督部長に届出が必要です。また、PCB の混入が確認された機器を一旦電路から取り外した場合、電路への再施設は禁止されています。

【 PCB 廃棄物の適正な処理に関する概要 】

国が定める PCB 処理期間 (PCB 特措法*4 施行令 : 7 条)

低濃度 PCB は 2027 年 3 月 31 日までに処分または処分を委託しなくてはなりません。

注意 : 高濃度 PCB は処分期間が終了していますので判明次第、管轄する自治体へご相談ください。

廃棄基準 (PCB 特措法*4 施行規則 : 第 2 条)

“廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料 1 キログラムにつき 0.5 ミリグラム以下であること”となっています。

保管及び処分状況の届出義務 (PCB 特措法*4 施行規則 : 第 20 条)

前年度の PCB 廃棄物は保管及び処分の状況を毎年 6 月 30 日までに都道府県知事へ届け出なくてはなりません。

保管方法 (廃棄物処理法*5 : 第 12 条 二の 2)

事業者は、PCB 廃棄物が運搬されるまでの間、特別管理産業廃棄物保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管する必要があります。

特別管理産業廃棄物責任者の設置 (廃棄物処理法*5 : 第 12 条 二の 8)

PCB 廃棄物を適正に保管・管理するため、事業所ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。一定の実務経験が必要ですが実務経験がない場合には公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター主催の講習会を受講する必要があります。ただし、自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる事業所については、この限りではありません。(詳しくは各都道府県の産業廃棄物協会 HP をご参照下さい。)

*3 : 電気設備に関する技術基準を定める省令

*4 : ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

*5 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

当社ではトランス・コンデンサ、土壌、環境水の PCB 分析を多検体、短納期で行っております。詳しくは、分析担当者 **佐藤 (旭)**、**相沢 (フリーダイヤル 0120-01-2590)** までお気軽にお問い合わせ下さい